

地域母子保健福祉情報紙 No.284

公益社団法人 母子保健推進会議

親子保健

お や こ ほ け ん

定款第 1 章第 3 条 目的 (抜粋)
国及び地方自治体
関係諸団体と連携協力して
母子保健の重要性を啓発し
母性の健康を守り たかめ
心身ともに健全な児童の
出生と育成に寄与してまいります

いよいよ始まった「こども家庭センター」

新年度を迎えて

令和 4 年の児童福祉法等改正で市区町村が努力義務で設置する「こども家庭センター」が、いよいよ4月から動き出しました。従来の母子保健法の「子育て世代包括支援センター」と児童福祉法の「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の機能を生かしつつ、一体的に子育て家庭に対する相談支援を実施し、母子保健・児童福祉の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応することを目的としています。

センターでは連携を深めるため、母子保健と児童福祉が同じフロア等で一体的に運営されたり、なによりも母子保健と児童福祉の双方の業務を理解し俯瞰して判断できる統括支援員が置かれます。サポートプランをできるだ

け当事者とともに作成し、手渡ししますが、母子保健だけが作成するサポートプランは「子育て世代包括支援センター」の支援プランがこれに当たります。母子保健と児童福祉がともに支援する場合は、合同ケース会議を開催してプランを作成します。このプロセスを俯瞰し調整するのは統括支援員です。

キーワードは

「傾聴・共感・承認」

このサポートプランは、手渡しするのは可能なのが、また業務量が多くなるのでは、など現場から多くの声を聞きました。しかし、「こども家庭センターガイドライン」(こども家庭庁令和 6 年 3 月 30 日通知)では、信頼関係構築とその維持が必須で、「傾聴・共感・承認」が重要であることや、支援を受けることに消極的・拒否的な感情を抱く者のニーズ、本人が自覚しつつも表明されない

ニーズ、本人の自覚はないが客観的に解決が必要と考えられるニーズ等を対象者と支援者が一緒に表面化さ



佐藤拓代会長

せるニーズアセスメントが必要とされています。「困っていることはありませんか」との問いに対し、「いいえ」としか返ってこないと支援が難しかったのですが、ガイドラインにあるニーズアセスメントは課題指摘型ではない非常に重要な支援の姿勢だと思います。

母子保健は疾病や障害の発見と支援という、問題を見つけてからの支援が過去には行われてきました。しかし、こどもを妊娠・出産し育てるということは、日々大波・小波が生じます。誰にでも困難が生じるので、頑張らなくても大丈夫と、支援者が「傾聴・共感・承認」の姿勢で支援していきたいと思

公益社団法人 母子保健推進会議

会長 佐藤 拓代

今月のページ

- いよいよ始まった「こども家庭センター」..... 1
- 原澤勇前理事長を偲ぶ ～母子保健・家族計画の歩みとともに～ 2～4
- こども家庭センターとの連携で早期発見子ども虐待 岩手県母子歯科保健研修会から 5
- 紙上セミナー：8020の里づくり「子どもの歯から大人の歯への生えかわり機構は優れもの！」..... 6～7
- 「8020の里賞」受付中／「妊娠中から知っておきたい赤ちゃんとママのこと」完成!!／編集帖 8